

在職中に老齢厚生年金を受けられる方へ

～ 働きながら年金を受けるとき ～

60歳から70歳になるまでの間に、厚生年金保険に加入しながら、または、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤めながら老齢厚生年金を受けるときは、年金額と賃金＋賞与に応じて、年金額の一部または全部が支給停止になります。このリーフレットでは、在職中における年金額の支給停止（在職老齢年金）のしくみを説明しています。

在職老齢年金は、年金額と賃金＋賞与をもとに計算することとされており、賃金や賞与が増えれば、年金と賃金の合計収入も増えるしくみとなっています。在職による支給停止の計算方法は生年月日や65歳未満か65歳以上かで変わりますのでご注意ください。（65歳以上の在職老齢年金は4ページを参照）

60歳から65歳になるまでの在職老齢年金

60歳から65歳になるまでの間、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けるときは、基本月額（年金額を12か月で除した額）と総報酬月額相当額〔「毎月の賃金（標準報酬月額）」と「1年間の賞与（標準賞与額）」の合計を12か月で除した額〕に応じた額が支給停止されます。

ー 計算に必要な額の算出 ー

基本月額＝老齢厚生年金の年金額÷12＝

計算する月の標準報酬月額
（6ページの表を参照）

計算する月以前の1年間の
標準賞与額の合計額÷12（6ページを参照）

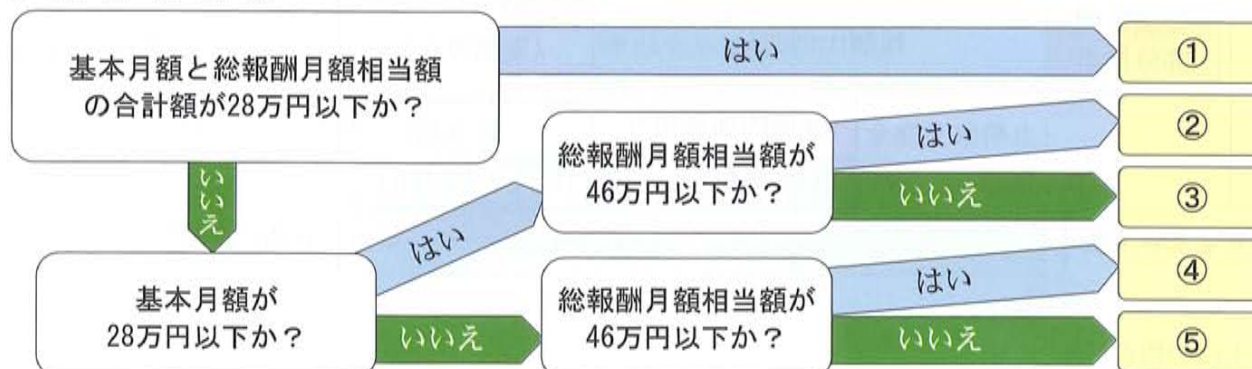
総報酬月額相当額＝

＋

＝

基本月額と総報酬月額相当額の合計額＝

〈 計算式の確認 〉



〈 停止額（年額）の計算式 〉

①全額支給

②停止額＝（総報酬月額相当額＋基本月額－28万円）×1／2×12

③停止額＝〔（46万円＋基本月額－28万円）×1／2＋（総報酬月額相当額－46万円）〕×12

④停止額＝総報酬月額相当額×1／2×12

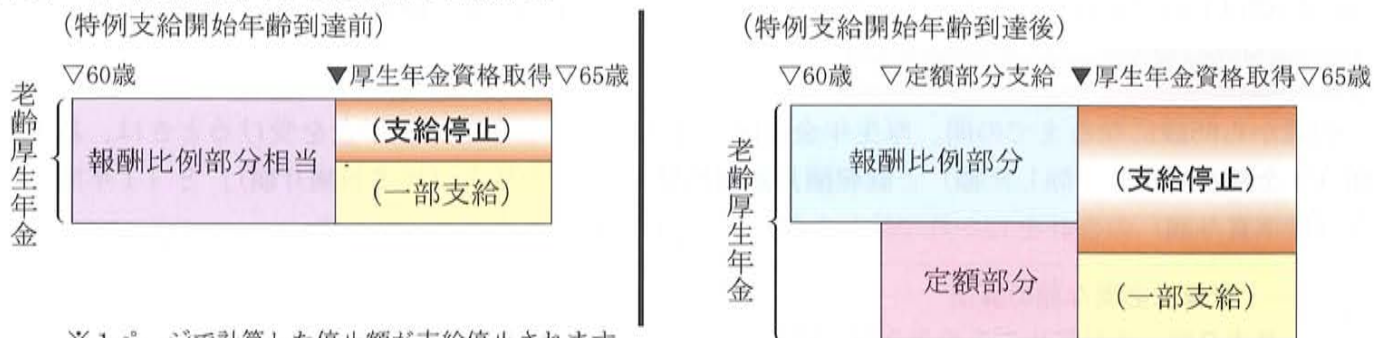
⑤停止額＝（46万円×1／2＋総報酬月額相当額－46万円）×12

1. 昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以降に生まれた方

受給権の発生から65歳到達までの間は、報酬比例部分相当額が老齢厚生年金として支払われます。このため、在職による支給停止の対象は「報酬比例部分相当額」になります。ただし、昭和24年（女性は昭和29年）4月1日までに生まれた方は、生年月日ごとに定められた特例支給開始年齢から65歳になるまでの間は、報酬比例部分に定額部分をあわせた額が支払われることになります。これにともなって、老齢厚生年金を受けている間の、在職による支給停止の対象も定額部分が支払われる特例支給開始年齢の前後で、「報酬比例部分相当額」から「報酬比例部分に定額部分をあわせた額」に変わり、これを老齢厚生年金の年金額として1ページの計算式により算出した停止額が支給停止されます。（例1）を参照。

このとき、算出した停止額が老齢厚生年金の年金額を超える場合は、年金額の全額が支給停止されます。
※以下は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給される場合になります。

（例1） 特例支給開始年齢到達前後の在職停止



※1ページで計算した停止額が支給停止されます

※停止額が老齢厚生年金の年金額を超える場合は老齢厚生年金の全額が支給停止されます

※老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている間は、老齢厚生年金部分に対して在職による支給停止が行われます。

○全部繰上げの場合

老齢基礎年金の全部繰上げ請求後（報酬比例部分（相当）と経過的加算相当の合計額が支給停止の対象になります）



○一部繰上げの場合

老齢基礎年金の一部繰上げ請求後（報酬比例部分（相当）と繰上げ調整額の合計額が支給停止の対象になります）

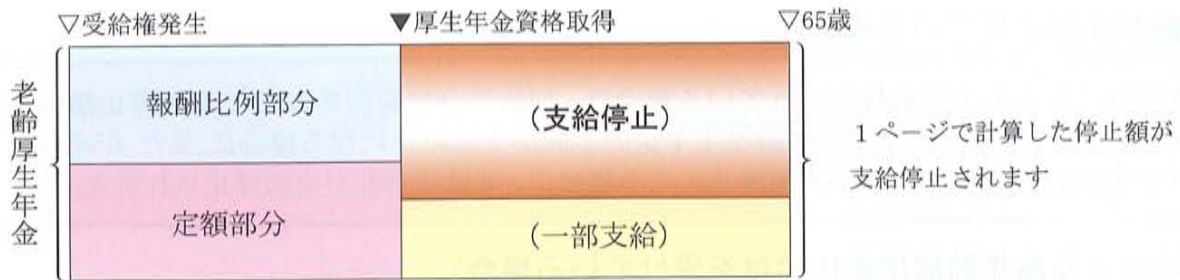


※老齢基礎年金の繰上げ請求までの間に在職している場合は報酬比例部分相当の老齢厚生年金が支給停止の対象になります

2. 昭和16年（女性は昭和21年）4月1日以前の生まれの方

老齢厚生年金を受けている間に在職した場合は、1ページの計算式により算出した停止額が老齢厚生年金の年金額から支給停止されます。このとき、算出した停止額が年金額を超える場合は、年金額の全額が支給停止されます。（例2）、（例3）を参照。

（例2） 停止額が老齢厚生年金の年金額未満の場合

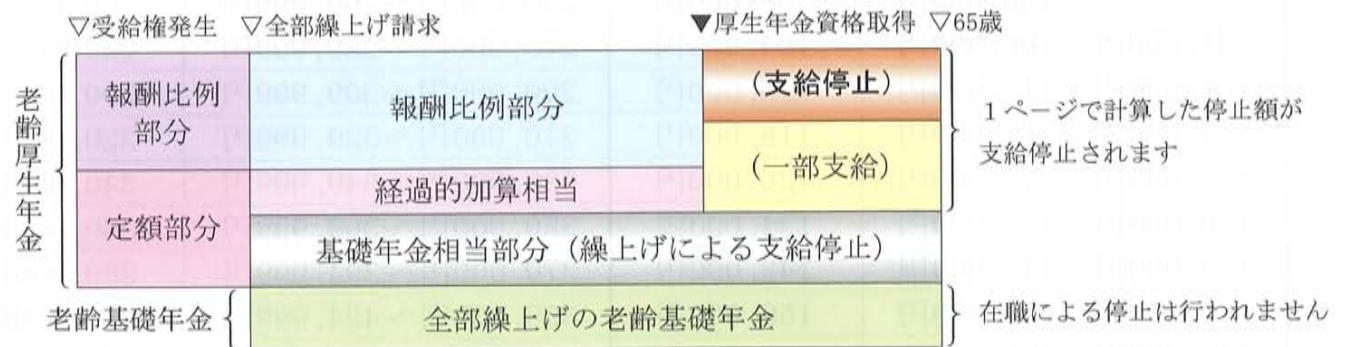


（例3） 停止額が老齢厚生年金の年金額以上の場合



なお、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている間は、老齢厚生年金の全額が支給停止されます。ただし、昭和16年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方の女性が老齢基礎年金を全部繰上げ請求し、かつ、在職した場合、老齢厚生年金は1ページで計算した停止額が支給停止されます。（例4）を参照。

（例4） 昭和16年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方で全部繰上げを請求した場合



※受給権発生から老齢基礎年金の繰上げ請求までの間に在職している場合は、報酬比例部分と定額部分をあわせた老齢厚生年金の額が在職による支給停止の対象になります

● 60歳から65歳になるまでの在職老齢年金（支給額）早見表（厚生年金基金加入者を除く）（単位：万円）

年金月額	総報酬月額相当額	9.8万円	13万円	16万円	19万円	22万円	25万円	28万円	31万円	34万円	37万円	40万円	43万円
5万円	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	2.5	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10万円	10.0	10.0	10.0	9.5	8.0	6.5	5.0	3.5	2.0	0.5	0.0	0.0	0.0
15万円	15.0	15.0	13.5	12.0	10.5	9.0	7.5	6.0	4.5	3.0	1.5	0.0	0.0
20万円	19.1	17.5	16.0	14.5	13.0	11.5	10.0	8.5	7.0	5.5	4.0	2.5	2.5

※高年齢雇用継続給付金を受けられる場合は、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます（6ページ参照）。

65歳からの在職老齢年金

65歳から70歳になるまでの間、厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けるとき、または、70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤めながら老齢厚生年金を受けるときは、**基本月額**〔老齢厚生年金（報酬比例部分）を12か月で除した額〕と**総報酬月額相当額**〔「毎月の賃金（標準報酬月額）」と「1年間の賞与（標準賞与額）の合計を12か月で除した額」〕に応じた額が支給停止されます。計算した額が46万円以下の場合、老齢厚生年金は支給停止されません。

また、**65歳から支払われる経過的加算は支給停止の対象とはなりません。**

〈対象者〉

- ・ 昭和12年4月2日以後生まれの方
- ・ 昭和12年4月1日以前生まれの方で平成14年4月1日時点で老齢厚生年金の受給権を有していない方

— 計算に必要な額の算出 —

（報酬比例部分）

基本月額＝老齢厚生年金の年金額÷12＝

計算する月の標準報酬月額
（6ページの表を参照）

計算する月以前の1年間の
標準賞与額の合計額÷12（6ページを参照）

総報酬月額相当額＝ ＋ ＝

基本月額と総報酬月額相当額の合計額＝

〈支給停止の確認〉

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円以下か？

→ 支給停止は行われません

→ 下の計算式により停止額が計算されます

〈停止額（年額）の計算式〉

$$\text{停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 46\text{万円}) \times 1 / 2 \times 12$$

〈支給停止額の計算例〉

（例1）基本月額と総報酬月額相当額の合計額が46万円以下のとき

老齢厚生年金（報酬比例部分）の年金額：1,200,000円

標準報酬月額：200,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額：1,200,000円（600,000円×2回）

基本月額＋総報酬月額相当額＝100,000円＋300,000円＝400,000円

…400,000円 ≤ 460,000円となるため

支給停止額＝0円（全額支給）

老 齢 厚 生 年 金	▽65歳	▼厚生年金資格取得
	報酬比例部分	報酬比例部分（全部支給）
	経過的加算	経過的加算（支給停止対象外）
老齢基礎年金		

(例2) 基本月額と総報酬月額相当額との合計額が46万円を超えるとき

①老齢厚生年金の年金額 : 1,200,000円

標準報酬月額 : 300,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額 : 1,200,000円 (600,000円 × 2回)

基本月額 + 総報酬月額相当額 = 100,000円 + 400,000円 = 500,000円

…500,000円 > 460,000円となるため

$$\begin{aligned} \text{支給停止額} &= (100,000\text{円} + 400,000\text{円} - 460,000\text{円}) \times 1/2 \times 12 \\ &= 240,000\text{円} \end{aligned}$$

老 齡 厚 生 年 金	{	▽65歳	▼厚生年金資格取得	
		報酬比例部分	報酬比例部分（支給停止）	
			報酬比例部分（一部支給）	
			経過の加算（支給停止対象外）	
	経過の加算			
老齡基礎年金				

②老齢厚生年金の年金額 : 1,200,000円

標準報酬月額 : 500,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額 : 1,200,000円 (600,000円 × 2回)

基本月額 + 総報酬月額相当額 = 100,000円 + 600,000円 = 700,000円

…700,000円 > 460,000円となるため

$$\begin{aligned} \text{支給停止額} &= (100,000\text{円} + 600,000\text{円} - 460,000\text{円}) \times 1/2 \times 12 \\ &= 1,440,000\text{円} \end{aligned}$$

1,440,000円 (支給停止額) > 1,200,000円 (年金額)

この場合は報酬比例部分が全額支給停止となる

老 齡 厚 生 年 金	▽65歳	▼厚生年金資格取得	
	{	報酬比例部分	報酬比例部分（全額支給停止）
		経過の加算	経過の加算（支給停止対象外）
		老齡基礎年金	

●65歳以後の在職老齢年金 (支給額) 早見表 (厚生年金基金加入者を除く)

(単位: 万円)

年金月額 \ 総報酬月額相当額	9.8万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円	65万円
5万円	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	0.5	0.0	0.0	0.0
10万円	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	8.0	5.5	3.0	0.5	0.0	0.0
15万円	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	13.0	10.5	8.0	5.5	3.0	0.5	0.0
20万円	20.0	20.0	20.0	20.0	18.0	15.5	13.0	10.5	8.0	5.5	3.0	0.5

〈厚生年金基金の加入期間がある場合〉

厚生年金基金に加入している期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。また、支給停止額が老齢厚生年金と基金代行部分をあわせた額を超える場合は加給年金額が支給停止になりますが、基金代行部分の一部でも支払われる場合は加給年金額が支払われます。

〈加給年金額が加算されている場合〉

老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合は、加給年金額を含めないで支給停止額の計算を行います。60歳から65歳になるまでは老齢厚生年金の全額が支給停止になる場合に、また、65歳からは老齢厚生年金の報酬比例部分の全額が支給停止になる場合に、加給年金額が支給停止されます。

〈雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けている場合〉

65歳になるまでの間、老齢厚生年金と雇用保険法による高年齢雇用継続給付を同時に受けられる方は、まず、在職老齢年金のしくみにより支給停止され、さらに、高年齢雇用継続給付を受給したことによる支給停止が行われます。この場合の年金額の支給停止のしくみは、1 ページの計算式を使い在職老齢年金のしくみによる停止を行ったあと、高年齢雇用継続給付の給付額に応じて、最高で賃金（標準報酬月額）の6%に相当する額の停止が行われます（在職老齢年金のしくみによる停止がない場合でも高年齢雇用継続給付を受けることによる支給停止は行われます）。

なお、高年齢雇用継続給付を受けることによる老齢厚生年金の支給停止が行われる方は、平成10年4月1日以降に老齢厚生年金の受給権が発生した方です。

標準報酬月額

標準報酬月額は賃金に基づいて次の区分によって定められています。

報酬月額（賃金）	標準報酬月額	報酬月額（賃金）	標準報酬月額
～100,999円	98,000円	250,000円～269,999円	260,000円
101,000円～106,999円	104,000円	270,000円～289,999円	280,000円
107,000円～113,999円	110,000円	290,000円～309,999円	300,000円
114,000円～121,999円	118,000円	310,000円～329,999円	320,000円
122,000円～129,999円	126,000円	330,000円～349,999円	340,000円
130,000円～137,999円	134,000円	350,000円～369,999円	360,000円
138,000円～145,999円	142,000円	370,000円～394,999円	380,000円
146,000円～154,999円	150,000円	395,000円～424,999円	410,000円
155,000円～164,999円	160,000円	425,000円～454,999円	440,000円
165,000円～174,999円	170,000円	455,000円～484,999円	470,000円
175,000円～184,999円	180,000円	485,000円～514,999円	500,000円
185,000円～194,999円	190,000円	515,000円～544,999円	530,000円
195,000円～209,999円	200,000円	545,000円～574,999円	560,000円
210,000円～229,999円	220,000円	575,000円～604,999円	590,000円
230,000円～249,999円	240,000円	605,000円～	620,000円

標準賞与額 標準賞与額は、賞与を受けた月の賞与額に基づいて、1,000円未満の端数を切り捨てた額が、その月における標準賞与額とされます。

標準賞与額は、賞与額が1,500,000円を超えるとときは、1,500,000円とされます。